

オオイタ・クオンタム・コミュニティ規約

(名称)

第1条 本コミュニティの名称は、オオイタ・クオンタム・コミュニティ(以下、「コミュニティ」という)とする

(目的)

第2条 コミュニティは、量子コンピュータの活用を促進し普及するため、活用事例の創出への挑戦的研究及び量子人材の育成を行う。また、活動を通じて課題などを分析し、効果的な普及施策についての提言を行う

(活動)

第3条 コミュニティは前条の目的を達成するために次の活動を行う

- (1) 量子コンピュータの基礎知識やユースケース等を学ぶセミナーの開催
- (2) 量子計算クラウドサービスの利用
- (3) アイデア出しやアプリケーションの開発による事例の創出
- (4) その他、量子コンピュータの普及啓発に向けた取り組み

(会費)

第4条 コミュニティは、その目的を達成するにあたって会員から会費を求めない

(事務局)

第5条 事務局を次の場所に置く。

大分県大分市東春日町51-6 大分第2ソフィアプラザビル4F
公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所内

(情報公開)

第6条 コミュニティの活動で知り得た情報は、次の各号に掲げる情報(非公開の申し出のあるものを除く)のいずれかが含まれている場合を除き、公開とする

- (1) 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの
- (2) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの
 - イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - ロ 公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (3) 公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定のものに不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(4) 法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報

(賠償責任の放棄)

第7条 コミュニティを介してのいかなる損害についても、コミュニティは一切の責任を負わない。また、会員は損害賠償を一切求めないものとする

(会員)

第8条 コミュニティは組織会員および個人会員によって構成される。組織会員はコミュニティの趣旨に賛同しかつ積極的に研究活動に参加する企業または団体とする。個人会員はコミュニティの研究活動に積極的に参加する者とする

(入会)

第9条 新たに会員になろうとするものは、事務局にオンラインで申込むものとする。申し込みにあたっては、次の事項を事務局に届け出るものとする

- (1) 組織会員、個人会員の別
- (2) 名称・氏名
- (3) 所在地・住所
- (4) 連絡先・担当者
- (5) その他

第10条 会員は次の事由によってその資格を喪失する

- (1) 退会
- (2) 除名

第11条 会員で退会しようとするものは、退会申込を行わなければならない

第12条 会員が本研究会の名誉を傷つけ、または本研究会の目的に反する行為をしたときは、他の会員の承認を経てその会員を除名することができる

(役員)

第13条 本研究会に以下の役員を置く

- (1) 座長 1名
- (2) アドバイザー 若干名

(役員の仕事)

第14条 座長は、本研究会を代表し、業務を統轄する

- 2 アドバイザーは、本研究会の運営に対して補助を行う

附則 本規約は、令和6年9月12日より施行する。